

(6) FAC 6078 出砂島射爆撃場 (Idesuna Jima Range)



ア 施設の概要

- (ア) 所在地：島尻郡渡名喜村（字出砂）
 (イ) 面積：245千m²

単位：千m²

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
渡名喜村	—	—	245	—	245

- (ウ) 地主数：1名
 (エ) 年間賃借料：1千4百万円
 (オ) 主要建物及び工作物
 ○建物：—
 ○工作物：—
 (カ) 基地従業員：—

イ 使用状況

- (ア) 米軍部隊名
 ○管理部隊名：第18航空団第18運用群
 ○使用部隊名：空軍、海軍、海兵隊
 (イ) 使用主目的及び使用条件（5. 15メモ等より）
 ○使用主目的：空対地射爆撃場
 ○使用条件：
 a 使用時間
 水域及び空域について、月曜日から土曜日まで06:00時から23:00時まで。
 b 用途
 すべての在来型訓練弾、照明弾及び写真撮影用閃光を使用して行う空対地射爆撃。夜間においては、照明弾の投下、航空機用の訓練弾の投射及び写真撮影用閃光筒の投下のために使用される。
 c 通告の方法
 合衆国当局は、本射爆撃場を使用する予定がない場合には、その3日前までに防衛省へ通告する。
 d 制限の内容
 水域内は、特定された使用期間中、合衆国軍隊の排他的使用のため制限される。地元住民は、漁業、海産物の採取及びスクラップ金属の回収のため、日曜日及び現地の調整で相互に同意されるその他の日時に本射爆撃場へ出入することを許される。
- (ウ) 施設の現状及び任務
 那覇の西北約55キロメートルに位置する渡名喜島から更に約4キロメートル西方にある出砂島

(無人島)は、島全体が射爆撃場となっており、米空軍、海軍、海兵隊の戦闘機やヘリによる小型爆弾投下訓練、機銃射撃訓練、照明弾投下訓練等の空対地射爆撃訓練が行われている。

この射爆撃場での演習は夜間(使用時間:午前6時から午後11時)にまで及び、照明弾を投下して訓練が実施されており、同施設は特定防衛施設に指定されている。

また、昭和50年11月6日から航空自衛隊も同射爆撃場を使用しており、標的投下及び回収訓練を実施している。

(エ) 共同使用の状況

a 地位協定第2条第4項 (a) : 共同使用	共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
	○航空自衛隊	標的投下等用地	245千m ²	昭50.11.6
b 地位協定第2条第4項 (b) : なし				

(オ) 沿革

昭和20年	米軍の軍事占領の継続として使用開始。
昭和29年10月27日	射爆撃場として設定される。
昭和47年5月15日	出砂島射爆撃場として提供施設・区域となる。
昭和50年11月6日	航空自衛隊標的投下及び回収訓練のため共同使用を開始。
昭和54年9月7日	渡名喜港に入りする旅客定期船の運行に関し、提供水域の制限内容を追加。
昭和56年6月4日	渡名喜村及び沖縄総合事務局から、訓練水域が渡名喜島への船舶の航路にかかるため同航路を訓練水域から外してほしい旨、安全の確保につき要請があつた件について、日米合同委員会において現地定期旅客船による同水域の一部航行が認められた。

ウ 周辺状況等

(ア) 地域との関わり

出砂島射爆撃場の所在する渡名喜村の面積は3.87平方キロメートル、平成27年10月1日現在の人口は430人であり、村面積に占める米軍基地の割合は、6.3パーセントである。

演習は月曜日から土曜日まで行われることとなっており、日曜日には地元住民の施設内の立入りが認められている。渡名喜村では、毎年2月から4月の大潮前後の干潮時に訓練水域のリーフにおいて、米軍の許可を得てアオサ採取を行っていたが、平成18年以降申請はない。

(イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

昭和53年2月7日	第7艦隊空母ミッドウェイ艦載機が、夜間訓練中に投下した夜間照明弾が渡名喜村内の民家の庭先に落下。
平成6年11月13日	海兵隊が、出砂島射爆撃場水域で、指定期日外に演習を実施。
平成7年4月11日	渡名喜村の民家に、演習中の普天間基地所属のKC-130空中給油機から照明弾用のパラシュートが落下。
平成24年9月6日	訓練区域外の渡名喜村北側リーフ内に海兵隊の航空機から落下した不活性模擬爆弾が発見。
平成27年1月15日	米海兵隊普天間基地所属のAH-1Wヘリコプターが近接航空支援の訓練中にヘルファイアミサイルランチャー(重さ109kg)、ミサイルポッド(重さ約65kg)、空の燃料タンク(重さ約34kg)を落下させる事故が発生。

エ 返還計画・跡地利用計画

(ア) 返還計画

なし。

(イ) 跡地利用計画

策定されていない。